

文化政策部会の設置について(案)

令和 3 年 4 月 日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令(平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号)第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則(平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定)第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

(1)文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について

(2)その他

3. 構成(別紙参照)

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

文化審議会第19期文化政策部会委員（案）

（令和3年4月 日現在）

（正委員）

河島 伸子 同志社大学教授

松田 陽 東京大学准教授

（臨時委員）

生駒 芳子 ファッション・ジャーナリスト，
一般社団法人フューチャードレッシングワオ代表理事

石田 麻子 昭和音楽大学教授，
日本芸術文化振興会プログラムディレクター（調査研究分野）

大橋 弘 東京大学教授

小林 真理 東京大学教授

土屋 恵一郎 元明治大学長

名越 章浩 NHK解説委員室解説主幹

日比野 克彦 東京藝術大学美術学部長・教授

松井 正剛 桜井市長

湯浅 真奈美 ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

（専門委員）

ロバート キャンベル 早稲田大学特命教授

美術品補償制度部会の設置について（案）

令和3年4月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、下記2に関する調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第12条第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項について
- （2）上記（1）に関連する事項について
- （3）その他展覧会における美術品損害の補償に関する法律に関連する事項について

3. 部会の議決

文化審議会令第6条第6項及び文化審議会運営規則第4条第3項に基づき、上記2（1）及び（2）に掲げる事項については、美術品補償制度部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第 11 期美術品補償制度部会委員

(令和 3 年 4 月 日現在)

(正委員)

宮崎 法子 実践女子大学文学部教授

(臨時委員)

高橋 孝一 SOMPO リスクマネジメント株式会社主席フェロー

田中 豊稲 静岡市美術館長

富田 章 (公) 東日本鉄道文化財団理事, 東京ステーションギャラリー
一館長

中島 隆太 (公) SOMPO 美術財団専務理事, SOMPO 美術館長

山梨絵美子 千葉市美術館長

新畑 泰秀 (公) 石橋財団アーティゾン美術館学芸課長

(専門委員)

井口 智子 名古屋市美術館学芸課長

鬼頭 智美 (独) 国立文化財機構東京国立博物館広報室長

小林 宜文 株式会社丹青研究所常務取締役

松下 由里 群馬県立近代美術館次長

吉田 直人 (独) 国立文化財機構文化財活用センター保存担当室長

世界文化遺産部会の設置について（案）

令和 3 年 4 月 日
文化審議会 決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）世界遺産条約第 11 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （3）世界遺産条約第 11 条 2 に基づき、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （4）その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項（文化庁の所掌に係るものに限る。）

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第5期文化審議会世界文化遺産部会委員

(令和3年4月 日現在)

(正委員)

佐藤 信 東京大学名誉教授

松田 陽 東京大学准教授

(臨時委員)

伊藤 毅 青山学院大学総合文化政策学部客員教授、東京大学名誉教授

池邊 このみ 千葉大学大学院園芸学研究科教授

岩本 渉 アジア太平洋無形文化遺産研究センター所長

黒田 乃生 筑波大学芸術系教授

小浦 久子 神戸芸術工科大学大学院教授

佐々木 葉 早稲田大学教授

鈴木 淳 東京大学大学院教授

菱田 哲郎 京都府立大学文学部准教授

藤原 惠洋 九州大学名誉教授

二神 葉子 東京文化財研究所文化財情報研究室長

本中 眞 奈良文化財研究所長

山田 幸正 東京都立大学プレミアムカレッジ特任教授

吉田 ゆり子 東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授、東京外国語大学文書館長

無形文化遺産部会の設置について（案）

令和 3 年 4 月 日
文 化 審 議 会

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）無形文化遺産保護条約第 12 条 1 に基づき、我が国の無形文化遺産の目録の更新に関する事項
- （3）無形文化遺産保護条約第 16 条 1 に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補に関する事項
- （4）その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

文化審議会第4期無形文化遺産部会 委員名簿

(令和3年4月 日現在)

(正委員)

岩崎まさみ 北海学園大学客員教授

松田 陽 東京大学准教授

河島 伸子 同志社大学教授

(臨時委員)

大林賢太郎 京都芸術大学教授

久保田裕道 東京文化財研究所
無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長

竹内由紀子 女子栄養大学准教授

古家 信平 筑波大学名誉教授

黒川 廣子 東京藝術大学美術館教授

今井 陽子 東京国立近代美術館工芸館主任研究員

宮田 繁幸 東京福祉大学特任教授

高倉 浩樹 東北大学東北アジア研究センター教授

井上 治 京都芸術大学准教授

博物館部会の設置について（案）

令和 3 年 4 月 日

文化審議会決定

1 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、博物館の振興に関する事項について調査審議を行うため、文化審議会に、博物館部会を設置する。

2 調査審議事項

- （1）博物館の振興に関する事項について
- （2）その他

3 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

文化審議会第3期博物館部会委員名簿

(令和3年4月 日現在)

(正委員)

しまたに ひろゆき
島谷 弘幸 九州国立博物館館長

みやざき のりこ
宮崎 法子 実践女子大学教授

(臨時委員)

いでみつ さちこ
出光 佐千子 公益財団法人出光美術館館長,
青山学院大学准教授

いとう せいいち
伊藤 誠一 美濃加茂市長

うらしま もよ
浦島 茂世 美術ライター

おおさか えりこ
逢坂 恵理子 国立新美術館長

おおした よしゆき
太下 義之 文化政策研究者, 同志社大学教授,
独立行政法人国立美術館理事

かわばた きよし
川端 清司 大阪市立自然史博物館館長

こばやし まり
小林 真理 東京大学教授

ささき ひでひこ
佐々木 秀彦 東京都歴史文化財団事務局企画担当課長

たかだ こうじ
高田 浩二 海と博物館研究所所長

なかむら いちや
中村 伊知哉 iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長

にし のよしあき
西野 嘉章 東京大学総合研究博物館特任教授

はまだ ひろあき
浜田 弘明 桜美林大学教授 (博物館学)

はんた まさゆき
半田 昌之 公益財団法人日本博物館協会専務理事

ふるた りょう
古田 亮 東京藝術大学大学美術館教授

やがさき のりこ
矢ヶ崎 紀子 東京女子大学現代教養学部国際社会学科コ
ミュニティ構想専攻教授